

制定：平成23年3月14日
改正：平成25年3月14日
改正：令和2年3月23日

北海道臨床心理士会倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、北海道臨床心理士会（以下「本会」という。）規約第29条に基づき、本会会員（以下「会員」という。）である臨床心理に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

(倫理委員会の設置)

第4条 本会は、第2条の目的のために、倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

1. 非会員及び会員からの倫理に関する問い合わせへの対応（本会の事務局への助言等を含む）
2. 会員の倫理向上に向けての本会への提言
3. 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
4. 倫理違反が懸念される案件に関する審議、調査及び処遇案の答申
5. その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第6条 委員会は以下のものをもって構成する。

1. 委員長は、本会規約第21条2項に基づき、理事が選任し、理事会の承認を経て会長が任命する。理事が委員長を兼務する場合はこれを妨げない。
2. 委員会の委員は規約第21条3項に基づき会員の中から委員長が選任し、理事会の承認を経て会長が任命する。
3. 副委員長は、委員の互選とする。
4. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、引き続いて6年を超えての選出はこれを認めない。任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会の運営

1. 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。
2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
3. 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。
4. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席あるいは助言を要請することができる。
5. 委員は独立性を認められ、いかなる干渉も受けない。ただし、自己についての事案又は自己と利害関係がある事案の場合、その委員は当該の審議、調査及び議決に加わることはできない。

(委員会の審議)

第8条 審議

1. 会員及び会員の活動とかかわりのあるすべての人は、本会倫理綱領に抵触すると思料するときは、文書をもって事務局に事案の審議を請求することができる。
2. 申請を受けた事務局は、会長に報告する。
3. 会長は委員会に審議を指示する。
4. 審議は、事実を尊重し、憶測や推測を排除し、当事者の意見表明権を尊重して、厳正かつ民主的に行わなければならない。
5. 審議は、当事者の人権に十分配慮し、得られた情報についても、その扱いに十分留意して行わなければならない。
6. 審議の決議は、出席委員の過半数をもって行う。賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(委員会の調査)

- 第9条 委員会は、本規程第5条4項に定める業務における事実確認のため必要と認められた場合は、調査を行うことができる。
2. 調査を行う委員（以下「調査委員」という。）は2名以上とする。
 3. 調査委員は、原則として委員の中から委員長が指名する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の会員の中から協力委員を任命して調査委員に充てることができる。この場合、調査委員のうち1名は委員とする。
 4. 調査委員は、調査の結果を委員会に報告しなければならない。
 5. 調査の手順については別に定める。

(委員会の報告)

- 第10条 委員会は会長より審議を指示された日より起算して6ヶ月以内に、倫理違反の有無及び倫理違反が認められた場合は、処遇案を会長に答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めたときは期限を延長することができる。
2. 委員会は必要に応じて、職能関連諸団体の倫理担当部門と連絡調整するものとする。
 3. 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、注意、厳重注意、教育・

研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止、退会勧告及び本会規約第8条

(1)に基づく除名、及びその他の事案に応じて適切と考えられる処遇内容の何れか、又はそのうちのいくつかを含むものとする。

4. 第1項に定めるもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇)

第11条 最終的な処遇の決定は、委員会より会長に答申された処遇案を基にして、本会理事会における議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

2. 処遇の公表に関する判断およびその内容、方法及び期間は、理事会が決定する。

3. 会長は審議終了後、その結果を文書をもって当事者に通知しなければならない。

(改廃手続き)

第12条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会における議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(細則)

第13条 本規程は、必要により理事会の承認を得て、細則を設けることができる。

2. 細則の改廃は、委員会の議を経て、理事会における議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則 本規程は、平成23年4月1日より施行する。

平成23年3月14日制定に伴い、平成22年度および平成23年度内は制定前の倫理担当理事が制定後の委員長を担うこととする。

附則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

附則 本規程は、令和2年4月1日より施行する。